

【労働組合 関連 1 支部 磯原委員長コメント】



早期のご回答を頂きありがとうございます。

三越伊勢丹健康保険組合の本給、賞与や働くルールをはじめとした人に関わる諸制度や福利厚生も含んだ労働福祉全体の基準・水準や枠組み等は、株式会社三越伊勢丹を準用することとしています。

したがいまして、今回の要求も、「グループ及び三越伊勢丹の業績や中期経営計画の進捗状況」を踏まえ、仕組みとして定めている賞与支給額のベースとなる「支給表」水準に加え、「業績加算賞与」の仕組みを適用し、昨年水準に上乘せした要求としました。

特に「業績連動賞与」分の0.48ヵ月は、グループの中期経営計画が着実に実行され成果を挙げつつあることを評価したものであります。

三越伊勢丹健康保険組合として、この業績状況を鑑みると、そこで働くグループの従業員及びそのご家族の健康サポート業務は重要性を増しています。

また、健康保険組合の取り巻く環境は、高齢者医療への拠出金が増加し、現役世代の負担も増えてきています。そのような中、三越伊勢丹健康保険組合も、収支差引額は前年を下回るものの黒字を確保しており、その日々の取り組みは高く評価されるものと認識しています。

今後とも労使間で取り巻く環境の共有をはじめ、現在の働きやすい環境の永続的な維持に努めてまいりたいと存じます。